

財 団 法 人 日 本 セ ー リ ン グ 連 盟

主催・共同主催・後援・協力・協賛及び公認の各定義と
レースの開催についての基本的考え方

定義

「主催」とは、セーリング競技規則にもとづいて開催されるセーリング競技を、当該団体が責任をもって開催する事であり、競技に関する企画、協賛（スポンサー）との契約、大会の安全確保と円滑な運営、競技参加者の制限を含む参加者の募集、財務、収支についても責任を持たねばならない。

「共同主催」とは、上記「主催」に関わるセーリング競技を複数の団体で開催する場合をいう。

「後援」とは、「加盟団体及び特別加盟団体」が主催するセーリング競技会について(財)日本セーリング連盟が（例えば、日本財団の補助金事業などで）後ろ盾を行う場合や、競技会開催地の都道府県セーリング連盟が人的物的援助を行う場合、また公共団体及び報道機関などが有形無形な援助を行う場合などに使われる。

「協力」とは、セーリング競技会の開催地の公共公益団体等（例えば、漁業協同組合等）が、主催者に対して、競技会の円滑な運営等に協力を約した場合に使われる。

「協賛」とは、金銭や物品の提供や人的・物的サービス等を提供するスポンサーのことであり契約により、主催団体が単独もしくは複数の企業や団体、個人と契約した場合に使われる。

「公認」とは、「加盟団体及び特別加盟団体」が(財)日本セーリング連盟(J S A F)運営規則に基づく全日本選手権大会を「主催」もしくは「共同主催」する事を(財)日本セーリング連盟が承認した場合のセーリング競技、または国際性のある大会や全日本選手権大会に匹敵する大会として、(財)日本セーリング連盟が「公認」に値すると認め、承認した場合のセーリング競技を云う。

使用にあたっての注意

- 「主催」と「共同主催」は同時には使われない、又「共催」は紛らわしく、「主催」と同時に使われると責任の所在が明確でなくなるため、今後使わない。
- 「加盟団体及び特別加盟団体」は出来る限り「主催」をその組織内で行うよう努力しなければならない。非加盟団体や地方自治体などと「共同主催」を行うことがやむを得ない事情があり、むしろセーリング競技の普及上利点があると考えられる場合においては、共同主催に関わる契約書等を締結することが推奨される。さらに、大会開催後、大会開催報告書を(財)日本セーリング連盟(JSAF)事務局に提出しなければならない。
- 原則として、ここに定義される「主催」「共同主催」「後援」「協力」「協賛」「公認」以外の用語を使わない。但し、主催(共同主催含む)団体以外の組織が大会運営あるいはレース運営を担い、そのことを明確にしたい場合は「大会運営」「レース運営」と明記して使用しても差し支えない。
- 実態のない「名義のみ」の「主催」や「共同主催」を廃止し、実際に運営の責任を持つ団体が「主催」「共同主催」をする。
- 「公認」は原則として全日本選手権大会、もしくは国際性のある大会や全日本選手権大会に匹敵する大会に限られるものとする。

レースの開催について

- (財)日本セーリング連盟が自ら「主催」するセーリング競技は、以下の競技会とする。
 - ① オリンピックウィーク
 - ② ナショナルチーム選考レース
 - ③ (財)日本セーリング連盟が特別に認めた競技会

なお、次の競技会については担当「加盟団体及び特別加盟団体」と、(財)日本セーリング連盟との「共同主催」とする。

- ① JSAFユースセーリングチャンピオンシップ
- ② 国民体育大会セーリング競技
- ③ 国民体育大会セーリング競技リハーサル大会
- ④ 全日本外洋選手権 (Japan Cup)
- ⑤ 鳥羽パールレース
- ⑥ ジャパングラムヨットレース
- ⑦ (財)日本セーリング連盟が特別に認めた競技会

- 「加盟団体及び特別加盟団体」が開催する全日本選手権大会については、原則としては(財)日本セーリング連盟承認をベースにした「加盟団体及び特別加盟団体」の「主催」とし、(財)日本セーリング連盟は「公認」することとするが、「加盟団体及び特別加盟団体」が(財)日本セーリング連盟との「共同主催」を申請し、(財)日本セーリング連盟理事会が承認した場合は「共同主催」とすることができる。
- 上記外洋3競技(全日本外洋選手権、鳥羽パールレース、ジャパングラムヨットレース)以外の外洋帆走競技に関しては、加盟団体である外洋帆走艇を統轄する団体の各支部による「主催」もしくは複数の支部共同の「共同主催」を原則とする。
- 「加盟団体及び特別加盟団体」が(財)日本セーリング連盟と「共同主催」する大会、および(財)日本セーリング連盟が「公認」と認めた大会以外の競技で、全日本レベル以上の競技会を開催する場合には、その「主催届」又は「共同主催届」を、必ずレース開催日の3ヵ月前までに(財)日本セーリング連盟へ提出し、理事会の承認を得ること。
- 競技参加者の責任について正確に理解してもらい、主催者－競技参加者契約を締結することが望ましい。

以上